

いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ通信（平成28年7月1日号）

【今号の内容】

- 栃木県公式「とちまる就活アプリ」の御案内
- 女性活躍推進企業認定「えるぼし」県内初取得！
- 女性の活躍及びキャリア育成に関する研修参加助成金のお知らせ
- 「平成28年度パートタイム労働者活躍推進企業表彰」の応募を受け付けています
- 「イクメンスピーチ甲子園2016」を開催します
- 平成28年度「全国安全週間」
- 夏季における年次有給休暇の取得促進について
- テレワーク「職場意識改善助成金」の御案内
- 平成28年度「輝くテレワーク賞」の応募を受け付けています
- 男女均等な採用選考ルールについて

---

## 栃木県公式「とちまる就活アプリ」の御案内

---

県では、県内の求人企業の魅力を広く発信し、新規学卒者等の県内企業への就職を促進するため、就職活動支援アプリケーション「とちまる就活アプリ」を開発いたしました。

「とちまる就活アプリ」は、学生等の就職活動において必須ツールとなっているスマートフォンに対応し、県内の就職活動において必要な情報を一括で収集、管理ができるシステムとなっており、会社概要をはじめ、採用情報やインターンシップ情報など貴社の採用活動における必要な情報を無料にて効率的かつ効果的に発信することが可能です。

貴社の魅力発信及び採用活動に向けて「とちまる就活アプリ」を積極的に御活用ください。

### 1 掲載対象企業

- ① 栃木県内に本社があること
- ② 栃木県内に支社、工場又は店舗等があつて、採用予定勤務地が栃木県内にあること

2 プレ公開 平成28年7月

3 本公開 平成28年8月

4 掲載費用 無料

5 企業情報登録ページ

<https://www.tochimaru-job.jp/company/>

6 問い合わせ先

とちまる就活アプリ事務局

TEL : 028 (666) 7779  
E-mail : info@tochimaruru-job.jp

※ 「とちまる就活アプリ」の登録に当たって、御質問、サポートなどを希望される場合は、本問い合わせ先まで御連絡ください。

<https://www.tochimaruru-job.jp/company/>

---

## 女性活躍推進企業認定「えるぼし」県内初取得！

---

栃木労働局は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、女性活躍推進法）に基づく基準適合一般事業主として、シーデーピージャパン株式会社（宇都宮市、代表取締役 田村 篤史氏）を認定しました。

同社は、県内初の認定企業となり、参考ランクの「認定段階3」を取得しました。

### ○「えるぼし」とは・・・

女性活躍推進法に基づく行動計画の策定、策定した旨の届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組（採用、就業継続、キャリアアップなど）の実施状況等が優良な事業主は、都道府県労働局長への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

認定企業は「えるぼしマーク」を利用することができます。

<http://tochigi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/20160617erubosi.pdf>

---

## 女性の活躍及びキャリア育成に関する研修参加助成金のお知らせ

---

県では、女性の活躍の推進を図るため、県内に所在し常時雇用する労働者数が300人以下の企業を対象に、従業員を女性の活躍に関する各種研修会に派遣する際の費用の一部を助成いたします。

是非、当該助成金を御活用ください。

### 1 支給対象経費

研修費及び研修で使用する教材費

- 2 支給率 1 / 2
- 3 支給上限 18万円／企業（6万円／人）
- 4 受付期限 平成28年12月末日（土日祝日及び閉庁日を除く）

※ 支給には女性活躍推進法に係る一般事業主行動計画の策定が必要となります。

申込方法等の詳細は、こちら（↓）を御覧ください。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/kensyuusankajyoseikin.html>

---

「平成28年度パートタイム労働者活躍推進企業表彰」の応募を受け付けています

---

厚生労働省では、パートタイム労働者の活躍推進への取組を積極的に進める企業を「パートタイム労働者活躍推進企業」として表彰し、その取組を先進事例として広く発信しています。

現在、平成28年度の表彰企業の応募を受け付けています。是非、御応募ください。

1. 応募対象  
パートタイム労働者の活躍推進に向けて取り組んでいる事業所（企業）。
2. 応募資格  
応募時点において、パートタイム労働法の義務規定違反がないこと など。
3. 応募締切  
平成28年7月27日(水)必着

申込方法等の詳細は、こちら（↓）を御覧ください。

[http://part-tanjikan.mhlw.go.jp/award/award\\_h28/](http://part-tanjikan.mhlw.go.jp/award/award_h28/)

---

「イクメンスピーチ甲子園2016」を開催します

---

厚生労働省では、育児を積極的に行う男性＝「イクメン」を応援し、男性の育児休業取得を促進するイク

メンプロジェクトの一環として、今年度も「イクメンスピーチ甲子園」を開催します。

「イクメンスピーチ甲子園」では、働きながら育児をしている男性から、育児と仕事の両立についての工夫、育児の楽しさや大変さといったエピソードを募集します。

#### 1 募集内容

育児と仕事を両立させている男性からの、両立に関するエピソード（800字以内）

#### 2 応募締切

平成28年8月8日（月）

#### 3 審査項目

(1) 育児と仕事の両立を図るための工夫があること

(2) 大変さ、喜びなど、広く共感できること

(3) 一過性でなく、継続実施可能な工夫であること

※上記3点を基本とし、その他、独創性、困難度、スピーチ能力などを加味して審査します。

申込方法等の詳細は、こちら（↓）を御覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000126713.html>

---

## 平成28年度「全国安全週間」

---

7月1日から7日までは「全国安全週間」です。

労働災害は長期的に減少し、平成27年は初めて年間の死亡者数が1,000人を下回りました。一方、休業災害を含む労働災害全体では、十分な減少傾向にあるとは言えません。特に、近年の産業構造の変化に伴って拡大を続ける第三次産業などでは、職場の安全に関して自ら取り組む意識が十分であるとは言えず、労働災害が増加傾向にあります。また、経験が浅い労働者は職場に潜む危険を察知できないことが懸念されています。

職場の全員参加で危険箇所を見つけ出し、必要な対策を講じるとともに、職場で働く方々の安全意識を高め、安心して働ける職場づくりを達成できるよう願います。

平成28年度スローガン

「見えますか？ あなたのまわりの 見えない危険  
みんなで見つける 安全管理」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000122820.html>

---

## 夏季における年次有給休暇の取得促進について

---

年次有給休暇の取得率は、平成26年で47.6%となっており、経年的にみても5割を下回る水準で推移し、また、週労働時間60時間以上の雇用者の割合は8.2%（平成27年）と依然として1割弱となっており、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた環境づくり求められています。

- 「プラスワン休暇」を実施しましょう  
労使協調のもと、土日、祝日に年次有給休暇を組み合わせて、3日（2日）＋1日以上の休暇を実施しましょう。
- 「計画的付与制度」を活用しましょう  
年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に年次有給休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は、導入していない企業よりも年次有給休暇の平均取得率が高くなっています。

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/jikan/dl/yukyu\\_poster9-00.pdf](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/dl/yukyu_poster9-00.pdf)

---

## テレワーク「職場意識改善助成金」の御案内

---

厚生労働省では、労働時間等の設定の改善及び仕事と生活の調和の推進のため、終日、在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組む中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成しています。

- 1 支給対象となる取組
  - ・テレワーク用通信機器の導入・運用

- ・保守サポート料・通信費
  - ・終業規則・労使協定等の作成・変更 など
- 2 支給額 1企業あたり最大150万円  
※ 取組状況に応じて支給額が変更となります。
  - 3 対象事業主 テレワークを新規で導入する中小企業事業主
  - 4 申込締切 平成28年12月1日（木）

申込方法等の詳細は、こちら（↓）を御覧ください。

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisikitelework.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisikitelework.html)

---

平成28年度「輝くテレワーク賞」の応募を受け付けています

「輝くテレワーク賞」は、テレワークの活用により、ワーク・ライフ・バランスの実現に顕著な成果をあげた企業や個人の方々を厚生労働大臣が表彰する賞です。

- 1 表彰の種類
  - (1) 企業の部門  
テレワーク活用が難しいとされてきた業界・職種において効果的な取組を行っている企業・団体が表彰の対象となります。
  - (2) 個人の部門  
他の模範となるテレワークを積極的に活用した働き方によって、ワーク・ライフ・バランスを実現している労働者や、雇用型テレワークの普及・推進に貢献した個人が表彰の対象となります。
- 2 応募締切 平成28年8月26日（金）

申込方法等の詳細は、こちら（↓）を御覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000127970.html>

---

男女均等な採用選考ルールについて

男女雇用機会均等法では、労働者の募集及び採用に

係る性別を理由とする差別を禁止し、男女均等な取扱いを求めています。

厚生労働省では、募集・採用の各段階において「禁止される差別」をまとめたリーフレットを作成しました。企業において募集・採用に携わる方は、是非御覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/danjokintou/dl/rule.pdf>

**【配信停止】**

本メールマガジンの配信の停止を希望する場合は、お手数ですが、次のメールアドレスまで御連絡ください。

栃木県産業労働観光部労働政策課  
rousei@pref.tochigi.lg.jp

TEL 028-623-3218

FAX 028-623-3225